

葛飾区人権施策推進指針（改定版）

概要版

～全ての政策・施策・事業を通じて、
互いの人権を尊重し、平和で平等な社会を実現します～



葛 飾 区



葛飾区人権施策推進指針の改定にあたって

葛飾区は、平成 20（2008）年 3 月に、「葛飾区人権施策推進指針」を策定し、この指針に基づき、これまで様々な人権施策に取り組んできました。

しかしながら、現在においても、女性や子ども、高齢者、障害者、同和問題等の差別や偏見をはじめとした人権課題が依然として存在しています。

また、近年では、社会情勢の変化に伴い、インターネット上の人権侵害や様々なハラスメント、性自認及び性的指向を理由とする差別や偏見、東日本大震災の発生を契機とした災害時における人権等の新たな人権課題が顕在化するなど、人権課題はより複雑かつ多様化しています。

こうした人権を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、今後、あらゆる人権課題の解決に向けた各種施策を更に推進するとともに、地域社会への人権尊重理念の一層の浸透を図るため、葛飾区人権施策推進指針の改定を行いました。



葛飾区人権施策推進指針が目指すもの

基本理念

全ての政策・施策・事業を通じて、
互いの人権を尊重し、平和で平等な社会を実現します

基本目標

- 1 あらゆる差別や偏見がなく、全ての人の人権が尊重されるまちを目指します。
- 2 一人一人が持てる個性と能力を発揮して、その人らしい人生を生きられるまちを目指します。
- 3 誰もが互いの個性や違いを認め合い、共に支え合い生きる、多様性が尊重されるまちを目指します。

<基本目標の実現に向けて>

葛飾区では、誰一人として、差別や偏見に苦しむことがなく、全ての区民が互いを尊重し、支え合い、幸せに生きることのできる社会をつくることを目指しています。

全ての区民が、多様性を尊重し、日々の生活の中で人権を尊重して生きること、人権意識を持って行動することができるよう、人権尊重理念が浸透した地域社会の実現に向けて、人権施策を推進してまいります。

私たちの周りには様々な人権を取り巻く問題があります

女性（男女平等）

男女平等社会は少しずつ進展していますが、現在でも男女の役割分担を固定的に捉える人の意識が根強く残っており、家庭や職場における男女格差の改善に向けてまだまだ取組を進める必要があります。またDVやセクハラ問題、最近ではアダルトビデオへの出演強要等の若年層の女性が被害に遭う問題等が発生しています。

子ども

少子化や核家族化に伴い、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中で、児童虐待やいじめ、児童買春やインターネット上の児童ポルノの氾濫等、子どもの人権が脅かされる社会問題が発生しています。子どもの抱える問題は複合的で多岐にわたっており、個別分野を超えた総合的な取組を推進する必要があります。

高齢者

急速に高齢化が進む中で豊かな高齢社会を実現するため、様々な取組が進んでいますが、地域における高齢者の孤立や高齢者虐待、年齢を理由とした住宅確保が困難な状況、消費者被害等、高齢者を取り巻く課題も多様化しています。高齢者が安心して生活ができるように、各機関や地域が連携して支援することが重要となっています。

障害者

障害者にとって日常生活や社会生活を送るうえで生活しづらい原因となる障壁（バリア）が依然として存在しており、バリアを取り除くための合理的な配慮が求められています。しかし、身体的・経済的虐待や雇用分野に関して障害を理由に不利な条件を設けるなどの差別事例等の報告が依然としてあります。

同和問題（部落問題）

今もなお、被差別部落出身という理由で、日常生活や結婚・就職等の場面において部落差別が発生しています。また、公共施設等に差別落書きや貼り紙、インターネット上に被差別部落出身者を差別する書き込みや特定地域を被差別部落であると指摘するなど、差別の助長につながりかねない深刻な差別事件も発生しています。

外国人

多くの外国人が日本に暮らしていますが、言語、文化、宗教、生活習慣等の違いに対する無理解から差別や偏見が生じています。店への入店拒否、アパートやマンションへの入居拒否、労働条件で差別的な取扱い、さらに近年では、特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする言動（ヘイトスピーチ）が問題になっています。

疾病（HIV感染者・ハンセン病元患者等）

疾病に対する誤った知識による差別や偏見があり、社会生活の中で苦しんでいる人は少なくありません。また、周囲の偏見の目を恐れ、自らの疾病について誰にも打ち明けることができず、生きづらさを抱えている人もいます。疾病に対する正しい知識と理解を深めることやプライバシーに配慮することが必要です。

性自認・性的指向

「性」は多様であり、身体的な性別だけでなく、性自認（自分が認識している性）や性的指向（どのような性の人を好きになるか）等の要素からなると考えられています。性の多様性への社会の理解が不十分なために、性自認や性的指向について悩みを抱える人は様々な困難に直面し、社会的孤立を深めてしまうことがあります。

犯罪被害者とその家族

殺人、暴行、傷害、性犯罪、交通犯罪等による被害は、ある日突然、誰の身にも起こります。犯罪被害に遭うと、生命を奪われるなどの身体的被害、トラウマの症状が残るなどの精神的被害、また稼ぎ手が失われることにより収入が途絶えるなどの財産的被害、うわさや中傷・偏見による精神的苦痛等の二次的被害が起こることが懸念されます。

就労にかかわる人権問題

性別、年齢、障害の有無等を理由に、採用や労働条件に関する差別的取扱いが問題となっています。また、職場内の様々なハラスメントや劣悪な雇用管理を行う企業の存在による長時間労働や過重労働、賃金不払い残業等といった問題も起きています。労働者、事業主のそれぞれが人権を尊重する職場づくりが求められています。

インターネットにかかわる人権問題

インターネットが急速に普及し、生活が飛躍的に便利になりましたが、匿名性、情報発信の安易さから、差別的な書き込みやプライバシー侵害、名誉棄損等の人権侵害が深刻化しています。また、子どもたちの間でも、SNS上でのいじめ、性的被害や暴力行為に遭うなど犯罪の被害者や加害者になるケースが発生しています。

災害に伴う人権問題

地震や水害等の災害が起きてしまうと、多くの人が避難生活を余儀なくされてしまいます。避難所では、プライバシーの確保や女性、高齢者、障害者、外国人等への十分な配慮が行き届かないことが問題となっています。災害時には、被災者の状況を理解し、人権に配慮しながら支援していくことが大切です。

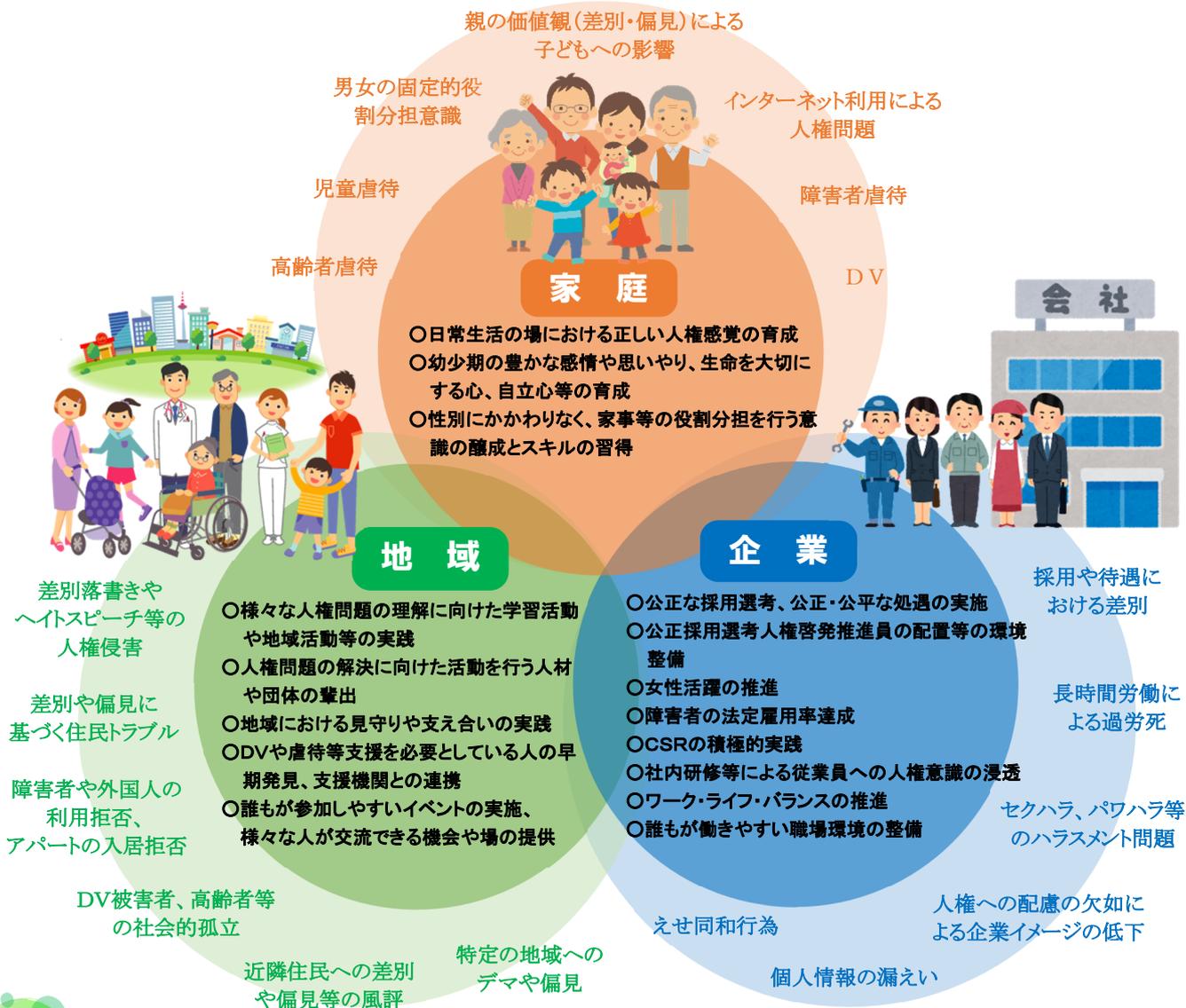
その他の様々な人権問題

個人情報・プライバシーの問題、刑を終えて出所した人、人身取引、親子関係・国籍、北朝鮮拉致問題、アイヌの人々、路上生活者など、社会の発展や価値観の違いに伴い、人権問題は多様化・複雑化しています

人権の取り巻く現実を知り、私たち一人一人が人権について自分のこととして考え、お互いの人権を尊重しあうことが大切です。



私たちの生活と人権は密接に関係しています



人権相談窓口

令和2年4月現在

相談方法	相談できる曜日・時間・連絡先等
面接による相談 人権身の上相談 (予約不要)	日時：毎月第2金曜日 午前10時～午後3時 場所：葛飾区役所2階 区民相談室 (209番窓口)
電話相談 ※PHS・一部のIP電話等からは、利用できない場合があります。 ※外国語人権相談は英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・インドネシア語・タイ語。	日時：平日午前8時30分～午後5時15分 ●みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル) 0570-003-110 ●子どもの人権110番(全国共通フリーダイヤル) 0120-007-110 ●女性の人権ホットライン(全国共通ナビダイヤル) 0570-070-810 日時：平日午前9時～午後5時 ●外国語人権相談ダイヤル(全国共通ナビダイヤル) 0570-090-911
インターネットによる相談	https://www.jinken.go.jp/ ※パソコン・携帯電話・スマートフォン共通

発行：葛飾区総務部人権推進課

〒124-0012 葛飾区立石五丁目27番地1号 ウィメンズパル内

電話 03-5654-8148 (直通) FAX 03-5698-2315

葛飾区

